

個人情報

報告第 号

専決処分した事件の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)9月1日提出

宝塚市長 山崎 晴 恵

専決第13号

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年(2023年)8月2日

宝塚市長 山崎 晴 恵

宝塚市は、次のとおり市道の管理の瑕疵^{かし}による損害を賠償する。

1 賠償の理由

令和5年(2023年)4月15日午後6時頃、宝塚市 [REDACTED] において、市道の維持管理が不十分であったため、道路側溝から長期間漏れ出していた雨水が地中土砂を削り出したことにより道路が沈下し、隣接する相手方が所有する石垣が崩落した。

この事故は、市道の管理の瑕疵によるものと認められるので、その損害を賠償する。

2 賠償の金額

金2,000,280円

3 賠償の相手方

[REDACTED]

[REDACTED]

報告第 号

専決処分した事件の承認を求めることについて

損害賠償の額の算定方法

賠償の金額の内訳

- | | |
|-------------------|------------|
| (1) 相手方の修繕費 | 2,000,280円 |
| (2) 過失による市の負担割合 | 100% |
| (3) 市の相手方に対する賠償金額 | 2,000,280円 |

令和5年(2023年)8月21日

(概要説明資料)

都市安全部建設室道路管理課

専決処分した事件の承認を求めることについて(損害賠償額の決定について)

道路沈下による民有地の石垣崩落がありましたので、下記のとおりご報告いたします。

記

- 1 発生日時 令和5年4月15日(土) 午後6時
- 2 発生場所 宝塚市 [REDACTED]
- 3 崩落の原因 道路側溝から漏れ出した雨水等が年月の経過とともに地中土砂を削り空洞が生じたことで沈下したものと推測される。
- 4 賠償の金額 金2,000,280円
- 5 賠償額の支払 全国市有物件災害共済会道路賠償責任保険(引受会社:損保ジャパン(株))より直接相手方に支払われる。
- 6 経緯概要
 - R5.4.15 相手方より自宅石垣崩落の一報
 - R5.4.27 市有物件災害共済会(損保ジャパン)より、本市に賠償責任(過失割合100%)がある事故であるとの判断の連絡
 - R5.5.9 相手方から復旧見積額として約480万円が提示される
 - R5.5.25 賠償金査定のため、損害保険会社がアジャスターを派遣
 - R5.6.2 損害保険会社から査定額2,000,280円の連絡あり
 - R5.8.2 市長専決処分の実施

以上

